

取扱区分：公開

令和 7 年第 7 回

蓮田市農業委員会総会議事録

【注】 発言内容については、その要旨を掲載しています。ただし、発言そのものの記載ではありません。

この公開用議事録は、個人情報に関連すると思われる部分等については、●で消しています。

〔日 時〕 令和 7 年 7 月 2 5 日（金）

〔場 所〕 市役所西棟 3 ・ 4 会議室

令和7年第7回 蓮田市農業委員会総会議事録

蓮田市農業委員会（会長）萩原 和夫は、令和7年第7回蓮田市農業委員会総会を市役所西棟3・4会議室において開催するにあたり、各委員を招集する。

1 開催日時 令和7年7月25日（金） 午後1時30分

2 閉会日時 令和7年7月25日（金） 午後3時38分

3 出席委員（14人） ※番号は議席番号

1 番 渋谷 悟	2 番 爪川 博夫	3 番 野口 勇	4 番 萩原 和夫
5 番 常見 淳	6 番 竹内 幸男	7 番 杉崎 國昭	8 番 山本 寿一
9 番 佐野 景子	10 番 吉岡 政広	11 番 山口 実	12 番 齋藤 和久
13 番 高橋 建一	14 番 本橋 トシエ		

4 欠席農業委員（0人）

5 出席推進委員（5人） ※（ ）内は担当地区 ※欠員（1人）

（平野）塚本 精一 （平野）甘浦 比呂見 （黒浜）小澤 はつ江 （黒浜）新井 仁
（蓮田）原田 順一

6 欠席推進委員（0人）

7 議事日程

第1 議事録署名委員の指名について

第2 議案第1号 農用地利用集積等促進計画について（土地所有者→農林公社）

議案第2号 農用地利用集積等促進計画案の作成に対する意見について

議案第3号 農地法第3条第1項の規定による許可申請の許可について

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の許可について

議案第5号 納税猶予に対する適格者証明について

議案第6号 生産緑地法第17条の2の規定に基づく生産緑地の買取り申出に係るあつせんについて

報 告 1 農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について

報 告 2 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の受理について

報 告 3 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理について

報 告 4 農地法第18条の合意解約申請について

報 告 5 公共事業に伴う事業計画書の受理について

8 出席した職員 農業委員会事務局（４人）

事務局長 齋藤 欣志
事務局 榎本 聖
事務局 山崎 智也
事務局 田嶋 諒大

9 傍聴人（０人）

なし

10 会議の概要

（事務局）

それではただ今より、令和７年第７回蓮田市農業委員会総会を開催いたします。
開会にあたりまして、萩原会長よりご挨拶をいただきたいと存じます。
よろしくお願いいたします。

（会 長） — 会長挨拶 —

（事務局）

ありがとうございました。以後の進行は、会議規則に基づき萩原会長にお願いいたします。

（議 長）

初めに、令和７年６月２５日に開催いたしました令和７年第６回農業委員会総会の議事録（案）の記載内容につきまして確認をさせていただきます。委員の皆様には、議事録（案）を事前に送付させていただいておりますので、議事録（案）の内容を確認していただいていることと存じます。内容に問題がなければ、この場でご署名をいただき、議事録とさせていただきます。

事前に委員からのご指摘等ございましたので、事務局から訂正箇所につきまして説明いたします。

— 議事録の確認 —

（議 長）

修正箇所等、無いようですので、ご署名をいただきたいと存じます。

それでは、私の署名に続き、「６番 竹内 幸男委員」、「７番 杉崎 國昭委員」お願いいたします。

続きまして、本日の農業委員の出欠状況につきまして、報告いたします。

欠席の委員は無く、全委員に出席をいただいておりますので、本日の総会は成立いたします。

次に、推進委員の出欠状況でございますが、欠席者は無く、５名全員の出席をいただいております。

次に、本日の会議の議事録署名人の指名をいたします。

「８番 山本 寿一委員」、「９番 佐野 景子委員」にお願いいたします。

それではただ今から、議事に入ります。本日の提出議案につきましては、事前に配布させていただきました議案書のとおりでございます。また、報告案件につきましても、議案書のとおりでございます。

よって、農地法などの法令許可等に関する議案は、議案第１号から議案第６号でございます。また、報告案件は、報告１から報告５でございます。

初めに、議案書１ページ、議案第１号「農用地利用集積等促進計画について」でございます。

議案第１号につきまして、事務局から朗読をいたします。

（事務局）— 議案第１号、議案書朗読 —

【補足】番号３は取り下げ。

（議 長）

議案第１号、番号１から番号２につきましては、事務局からの説明にもありましたように、すべての該当地が所有者から中間管理機構である農林公社に貸し付けるものでございますので、特に問題はない案件と考えております。

そこで、各担当地区の委員の方からの説明は、議案第１号では割愛させていただきたいと存じますが、よろしいでしょうか。

異議なし。

（議 長）

事務局より補足説明がありますか。

（事務局）

特にございません。

（議 長）

ご質問、ご意見等ございますか。

質問・意見なし。

（議 長）

質問が無いようですので、採決いたします。

議案第１号、番号１から番号２につきまして、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

総員賛成であります。

よって、議案第1号、番号1から番号2につきましては、承認することといたします。

次に、議案書2ページ、議案第2号「農用地利用集積等促進計画案の作成に対する意見について」でございます。

議案第2号につきまして、事務局から朗読をいたします。

(事務局) — 議案第2号、議案書朗読 —

【補足】番号3は取り下げ。

(議長)

次に、議案第2号、番号1につきまして、担当地区委員の方から説明をお願いいたします。

(委員)

— 所在地についての説明 —

借主の●●さんからの申し出で、農林公社を経由しての申請です。

(議長)

ありがとうございました。事務局より、補足説明がありますか。

(事務局)

特にございません。

(議長)

ただ今の説明につきまして、何かご質問、ご意見等ございますか。

質問・意見なし。

(議長)

質問が無いようですので、採決いたします。

議案第2号、番号1につきまして、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。
総員賛成であります。

よって、議案第2号、番号1につきましては、承認することといたします。

次に、議案第2号、番号2につきまして、担当地区委員の方から説明をお願いいたします。

(委員)

— 所在地についての説明 —

現地はきれいに耕うんされていました。

渡人にお話しを伺ったところ、以前から受人と貸し借りをしていた土地ですが、今回正式な手続きに至ったとのことでした。

(議 長)

ありがとうございました。事務局より、補足説明がありますか。

(事務局)

特にございません。

(議 長)

ただ今の説明につきまして、ご質問、ご意見等ございますか。

質問・意見なし。

(議 長)

質問が無いようですので、採決いたします。

議案第2号、番号2につきまして、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。
総員賛成であります。

よって、議案第2号、番号2につきましては、承認することといたします。

次に、議案書3ページ、議案第3号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の許可について」でございます。

議案第3号につきまして、事務局から朗読をいたします。

(事務局) — 議案第3号、議案書朗読 —

(委 員)

— 所在地についての説明 —

渡人と受人の関係ですが、渡人の父親と受人の父親が兄弟で、受人の祖父から渡人の父親へ財産分与された土地です。土地をもらった本人は他界しており、娘である渡人へ所有権が移ったのですが、渡人も県外の方なので、農地として維持していくこと、また、農地を持っていること自体が重荷になるということで、一切の費用を持ち、渡人が本家である受人へ贈与するということです。受人も営農しており、特に問題はないと思われます。

申請地は、●●地区の土地改良区で蕎麦が蒔かれており、特に問題はございません。

(議 長)

ありがとうございました。事務局より、補足説明がありますか。

(事務局)

補足説明資料 1 ページをご覧ください。

全部効率利用要件については、6月30日に現地確認を実施し、全ての耕作を確認済みです。

農作業常時従事要件については、ご本人が農作業を160日以上実施していることを確認しております。

地域との調和要件については、現況 畑、取得後の計画も畑ですので、特に問題はないと考えております。

備考について、自作地●●●●●m²、借受地●●●●●m²、申請地●●●m²となります。

(議 長)

ただ今の説明につきまして、ご質問、ご意見等ございますか。

質問・意見なし。

(議 長)

質問が無いようですので、採決いたします。

議案第3号、番号1につきまして、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。総員賛成であります。

よって、議案第3号、番号1につきましては、承認することといたします。

次に議案第3号、番号2につきまして、担当地区委員から説明をお願いいたします。

(委 員)

— 所在地についての説明 —

現地は、最近までは管理されていまして。耕作はされていない状況でしたが、先日、トラクターで耕したようで、きれいな状態になっております。

今回、受人に確認をいたしました。渡人と受人の関係性は特になく、受人が農地を探すために不動産業者に相談し、該当の農地が見つかったそうです。ブルーベリーを植えて、ゆくゆくは観光農園等を営みたいという気持ちがあるようです。

受人の現在のお住まいは●●●ですが、ご実家が申請地から●●●mくらいの距離で、畑は受人のお母様とご本人がやる予定です。ブルーベリーの他にはミニトマトを作りたいということだそうです。農業経験者ではなく、家庭菜園の延長という形で作業していくそうです。

若干不慣れなところはあるかもしれませんが、ブルーベリーなのでそこまで手を加えなくてもできると思っていますようです。よろしく願いいたします。

(議 長)

ありがとうございました。事務局より、補足説明がありますか。

(事務局)

補足説明資料 3 ページをご覧ください。

全部効率利用要件については、6月30日に現地確認を実施しております。新規就農になりますので、申請地以外の農地はございません。

農作業常時従事要件については、ご本人が250日以上、お母様が150日以上実施することを確認しております。

地域との調和要件については、現況 畑、取得後の計画も畑であり、ブルーベリーとミニトマトを作る予定だということです。

備考については、受人が新規就農者のため、申請地●●●●㎡のみとなります。また、渡人は後見人の方がついており、その方からの申請となります。

(議長)

ただ今の担当地区委員及び事務局からの説明につきまして、何かご質問、ご意見等ございますか。

(委員)

売買ということですが、金額を教えてください。

(事務局)

売買価格は、●●●●㎡で●●●●円と伺っております。

(議長)

他に何かございますか。

(委員)

ご実家が近いということですが、面積が広いため、作業するための機械類はどのように取り扱っていくのか教えてください。

(委員)

機械は個人所有としては持っていないため、ゆくゆくは購入したいということです。それまでは、近くの方に依頼して、トラクターを使う時は一緒にやってもらうなど、協力してもらうそうです。

(議長)

他に何かございますか。

(委員)

ご本人が250日以上従事されるということですが、●●の●●から250日通われるのは大変ではないでしょうか。

(事務局)

ご本人のご職業がフリーランスの●●●●で自由に動けるようです。平日の5日間は●●のご実家に、土日の2日間だけご自宅の方にいらっしゃるようで、基本的な耕作は●●のご実家から行うということで、特に問題はないと考えております。

(議 長)

他に何かございますか。

質問・意見なし。

(議 長)

質問が無いようですので、採決いたします。

議案第3号、番号2につきまして、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。
総員賛成であります。

よって、議案第3号、番号2につきましては、承認することといたします。

次に議案書4ページ、議案第4号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の許可について」でございます。

議案第4号につきまして、事務局から朗読をいたします。

(事務局) — 議案第4号、議案書朗読 —

(議 長)

次に、議案第4号、番号1につきまして、担当地区委員から説明をお願いいたします。

(委 員)

— 所在地についての説明 —

先日、渡人にお話を伺いました。この土地では長年梨を作っておりますが、梨の棚田が古いため作業しにくく、木も具合が悪く収量が落ちるということで、梨棚を撤去し、ネギ等を作りたいということでした。撤去後は土地に段差があるため、そこを平らにするように均すということでした。もし土が足りない場合は、持ってくるよう業者に頼んでいるらしいです。

現況は、梨が生っており、今年収穫することとなっております。

特に問題はないと思いますので、よろしくをお願いいたします。

(議 長)

ありがとうございました。事務局より、補足説明がありますか。

(事務局)

申請地の概要ですが、申請地は●●●●地内、●●●●から南西へ約●●mの場所に位置します。

農地性は、農業振興地域内の農用地になります。

目的は、農地改良による一時転用となります。これまで梨を生産していましたが、梨棚を撤去し土の入れ替えを行って、今後はネギを栽培する計画となっています。

資金計画については、事務局の方で確認済みです。

給排水計画については、上水はなし、雨水は敷地内浸透処理、汚水・雑排水はなし、となります。

補足説明資料2ページ目の下の公図、赤い線で囲った部分が申請地になります。今回、3筆の内●●●●の筆に関しまして、登記簿謄本は存在するのですが、公図が未確定とのことで、どこまでが申請地所有者の土地なのか正確にわかっていない状況にあります。

申請条件として未確定である筆●●●●については、渡人も枝番1をお持ちなのですが、全部で9筆の枝番に分かれている土地になり、公図が確定していない場合、該当する地権者すべての同意が必要とお話ししたところ、全員から同意書を提出していただきました。区域としては、赤い部分の現況の梨棚がある部分までとして、申請を受け付けています。

現地は7月7日に確認し、問題ありませんでした。

関係各課との調整についても、その他の欄に記載してありますが、埼玉県「農地改良等の取扱いに関する要綱」を準用し、進めてまいります。

(議長)

ただ今の担当地区委員及び事務局からの説明につきまして、何かご質問、ご意見等ございますか。

(委員)

●●●●の赤く囲っている部分のすぐ下も●●●●のようですが、どうしてですか。

(事務局)

公図には●●●●として全体が描かれていますが、実際にはこの部分が9筆に分かれており、それが未確定という状況です。

(委員)

現状では、梨棚が赤い部分に設置してあり、その部分を改良するということです。

(委員)

●●●●円かけてネギ畑を作る目的が分からないのですが、大丈夫なのか教えてください。

(事務局)

受人の●●●●が資金を出すということで、通帳も確認しております。

(委 員)

埋め立てなどと同じ考え方だと思います。埋め立てる場合は、負担なしで埋め立てをしてくれそうです。気を付けなくてはならないのは搬入する時で、どういう土が搬入されるか等確認された方がよいと思います。

(委 員)

渡人によると、高い所と低い所の高低差を無くして平行にしますが、足りなかったら土を持ってくるという説明でした。埋め立てをするのではなく、ある土を動かすことが基本だということでした。

(議 長)

他に何かございますか。

(委 員)

業者にも話を伺いましたが、土を均した後は渡人のご本人がネギを作ると聞いております。

(委 員)

渡人がネギを作り、土地改良の資金は受人が出すということは、受人にメリットがあるから資金を出すことになりますよね。

(委 員)

資金の流れは、受人と渡人でやり取りされていますので、お互いが納得されていると解釈するしかありません。

(委 員)

「その他」に「宅地造成及び特定盛土等規制法」とありますが、どういう法律ですか。

(事務局)

数年前に熱海で盛土の土砂崩れが起こり、家等が流されましたが、それをきっかけとして全国的に規制をすることとなりました。面積や量によっては県の環境事務所に届出を出していただく必要があります。

(委 員)

宅地造成とありますが、盛土に対しての規制ということですか。

(事務局)

そうです。

(議 長)

他に何かございますか。

(委 員)

受人が●●●●円を出し、梨畑を片付けるメリットが分からないのですが、今後、成り行きを見ていくしかないと思います。

(委 員)

このような申請に一回許可を出すと、その後作物を作っている様子を見たことがないのですが、農業委員会としては確認等があるのですか。許可を出したら終わりでしょうか。

(事務局)

農地改良の作業が入ると、終了後に工事完了の届出を出していただきます。今回の工期予定は9か月です。

工事完了届を出してもらった後、農業委員会で作付け状況を確認していく必要があると思います。

(委 員)

ご本人と弟さん2人で作業することになっています。ご本人が●●歳、弟さんが●●歳です。

(委 員)

畑から畑への土地改良ではなく、水田から畑への土地改良に置き換えて考えると、この数字も出るのではないかと思います。

(議 長)

ご意見ありがとうございます。

ただ畑を均すように上土を他方へやると、土を取ったところには肥料がなくなり、作物ができなくなります。埋め立てをする場合には、下の土をすべて他の場所に置いておき、残土を中に入れて、上澄みの肥えている土を上のにせて作物を作ることが方法の一つです。

今回の場合、畑から畑への高さが違うため、平らにすればネギができるかというと、片方では作れなくなります。これだけの作業をしていただかなければ、畑としての利用価値はなくなります。

許可後のことについてですが、担当の委員さんには見ていただければと思います。

色々なご意見をいただいた中で、採決をしていければと思います。

他にご質問がございますか。

質問・意見なし。

(議 長)

質問が無いようですので、採決いたします。

議案第4号、番号1につきまして、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。
総員賛成であります。

よって、議案第4号、番号1につきましては、承認することといたします。

次に、議案第4号、番号2につきまして、担当地区委員から説明をお願いいたします。

(委 員)

— 所在地についての説明 —

申請地の現状は、家庭菜園をされていたような形で、きれいに更地になっております。

受人は、●●にお住まいですが、申請地に自宅を建ててご実家近くに戻ってきたいということです。ご実家の南側に申請地があります。

周囲については、農地との接地面がないため問題ないと思いますので、ご審議をお願いいたします。

(議 長)

ありがとうございました。事務局より、補足説明がありますか。

(事務局)

説明に入る前に資料の差し替えをさせていただきます。本日お配りしている転用のページ3とふられている資料は、補足説明資料3ページ目と差し替えをお願いします。変更点は赤く示しております。申し訳ございません。

補足説明資料3ページ目をご覧ください。

申請地は農業振興地域外の農地です。

申請地の概要ですが、●●●●地内、●●●●●●●●の●●●●から北西へ約●●●●mの場所に位置します。

農地性は、第2種農地(市街地の区域又は市街地化の傾向が著しい区域に該当するものとなることが見込まれる区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模がおおよそ10ヘクタール未満の農地)と判断しております。

目的は、住宅敷地(自己用住宅)となり、将来計画を見据えた実家の隣接地での住宅建築計画となります。

資金計画については、事務局の方で確認済みです。

給排水計画については、上水は、市道に埋設している給水管より引き込み、雨水は、浸透枳を設置し敷地内処理、汚水・雑排水は、合併浄化槽処理後、道路側溝に放流となります。

現地は7月7日に確認し、問題ありませんでした。

関係各課との調整についても、その他の欄に記載してあります。

以上、ここまで補足説明をさせていただきましたが、この議案案件は住宅敷地になりますので、農地転用許可と同時に開発許可をとる必要がありますが、まだ見込みが取れていません。

よって、今回は保留とさせていただき、次回の案件にさせていただきたいと存じます。

(議 長)

ただ今の担当地区委員及び事務局からの説明につきまして、何かご質問、ご意見等ございますか。

(委 員)

今回、保留になるわけですが、申請地だけではなく周辺全体が遺跡の包蔵の可能性があるということでよろしいでしょうか。

(事務局)

社会教育課に包蔵地のマップがございまして、1筆1筆確認をしていくのですが、対象区域ということで、届出と試掘調査が必要と担当課から聞いております。

(議 長)

他に何かございますか。

質問・意見なし。

(議 長)

質問が無いようですので、採決いたします。

議案第4号、番号2でございますが、この案件につきましては、ただ今事務局から説明がありましたとおり、本日の審議は見送りとさせていただきます。

次に議案書5ページ、議案第5号「納税猶予に対する適格者証明について」でございます。

議案第5号につきまして、事務局から朗読をいたします。

(事務局) — 議案第5号、議案書朗読 —

(議 長)

次に、議案第5号、番号1につきまして、担当地区委員の方から説明をお願いいたします。

(委 員)

— 所在地についての説明 —

被相続人は、●●●年●月●日に亡くなっておりますが、亡くなる1か月前、入院する直前まで精力的に農業に従事していたことを、近隣住民から聞き取り確認をしております。ま

た、私自身も近所に住んでいるため、農作業姿をよく見ており、農業を営んでいたことは間違いございません。

相続人は、被相続人の妹さんで、お互いの住宅が隣同士にあるため、従前から農作業を手伝っており、入院中も農地の面倒をみておりました。農業の用に供されていた農地を、相続後も利用し、引き続き農業経営を行っていくとのことです。

農機具については、トラクター、畝立て機、草刈り機等、農作業に必要な用具はそろっております。

現地は、サトイモ、ネギ、サツマイモ、オクラ、カボチャ、ゴーヤ、ナス、トマト等が栽培されており、ミカン、カキ、イチジク、ザクロ等の果樹もありました。

相続税の納税猶予の特例を受けるための適格要件を満たしていると思われますが、事務局に補足説明をお願いし、ご審議の程よろしく願いいたします。

(議 長)

ありがとうございました。事務局より、補足説明がありますか。

(事務局)

元の所有者が耕作をされているのは確認しておりますし、相続人も引き続き農業経営を行っていくということです。農地の方も問題ありませんでした。

(議 長)

ただ今の担当地区委員及び事務局からの説明につきまして、何かご質問、ご意見等ございますか。

(委 員)

場所が市街化区域内の農地ですが、農業を続けられる期間は、終身ですか、それとも20年ですか。おそらく市街化区域は20年だと思うのですが、制度改正があったのでしょうか。

(委 員)

この場所につきましては、平成4年に生産緑地の指定を受けており、令和4年に30年が経過したということで特定生産緑地の継続延長指定を受けております。特定生産緑地については、まずは10年使用して、随時継続していくのですが、それに伴い生産緑地に指定してあるため、相続税の納税猶予が適用要件の1つの条件となります。また、今まで農業をしていた方が亡くなるまで農業をやって、新しい方が次の農業をやります、という3つが相続税の納税猶予の適格要件に当てはまっていると思います。

よって、農業を引き継いだ方が、終身という形となると思います。生産緑地が10年後に切れ、買取り申出がなく終身で農業を営まないと、納税猶予の確定には至らない形だと思います。

(委 員)

相続人はおいくつくらいの方なのですか。

(委 員)

●●歳だと思います。

(事務局)

相続人は●●●●年生まれのため、●●歳だと思います。

また、生産緑地と納税猶予の関係は、委員さんのご説明のとおりだと思います。

(議 長)

他に何かございますか。

質問・意見なし。

(議 長)

質問が無いようですので、採決いたします。

議案第5号、番号1につきまして、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

総員賛成であります。

よって、議案第5号、番号1につきましては、承認することといたします。

次に議案書6ページ、議案第6号「生産緑地法第17条の2の規定に基づく生産緑地の買取り申出に係るあっせんについて」でございます。

それでは、議案第6号につきまして、事務局から議案の朗読をいたします。

(事務局) — 議案第6号、議案書朗読 —

(議 長)

ただ今の事務局からの朗読につきまして、何かご質問、ご意見等ございますか。

質問・意見なし。

(議 長)

質問が無いようですので、採決いたします。

議案第6号、番号1につきまして、農業委員会として、あっせん活動を行うことに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

総員賛成であります。

よって、議案第6号の番号1につきましては、あっせん活動を積極的に行うことといたします。よろしく申し上げます。

ここで、暫時休憩します。

— 休 憩 —

(議 長)

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

それでは、議案書7ページ以降の 報告1から報告5につきまして、事務局より朗読と説明をいたします。

(事務局) — 報告1から報告5、議案書朗読 —

(議 長)

ただ今、朗読いたしました、報告1から報告5につきまして、質問などがありましたら、挙手をお願いいたします。

質問・意見なし。

(議 長)

特に質問等が無いようですので、報告事項は終わります。

以上で、本日の議案の審議並びに報告事項は、全て終了いたしました。

この際、その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いいたします。

「なし」の発言。

(議 長)

委員皆様の慎重なる審査とご協力をいただきまして、誠にありがとうございました。

それでは、事務局の方から「その他」として何かありましたら、お願いします。

— 事務局からの連絡・報告事項 —

(事務局)

それでは、閉会の言葉を吉岡副会長よりいただきたいと存じます。よろしくお願いいたします。

(副会長) — 副会長挨拶 —